春の訪れを告げるイベント

袋公園桜まつりステージ出演者を募集

袋公園桜まつりのステージを、伝統芸能やダンスなどのパフォーマンスで盛り上げてくれる団体などを募集します。

日時／4月6日(土)　午前10時～午後2時30分
※雨天時は7日(日)に順延、7日が雨天の場合は中止。

場所／袋公園イベント広場(さくら橋南側)

対象／市内に在住・在勤・在学している個人や、市内で活動している団体
※18歳未満の人のみで出演する場合は、保護者や指導者などが代表者となり、引率できること。

募集内容／出演時間は、準備や入退場を含めて20分以内で、演目はダンス、歌唱、楽器演奏など。

定員／午前：4団体、午後：2団体

出演料／無料
※出演にかかる費用は出演者が負担。

申込期限／2月22日(木)　午後3時　※必着。

申し込み方法／「袋公園桜まつりイベント出演団体申込フォーム」に、必要事項(団体名、演目、人数、代表者の住所・氏名・電話番号・メールアドレス、希望する出演時間帯、マイクなどの必要備品の数)を入力して送信してください。
※インターネットを利用できない人は、問い合わせてください。

選考方法／抽選

申し込み・問い合わせ先
袋公園桜まつり実行委員会事務局・(一社)旭市観光物産協会内
☎62-7537
✉asahi-kanko@asahishi.jp

4月1日(月)から障害者差別解消法が変わります

差別のない社会の実現に向けて

令和3年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が改正され、4月からは事業者などによる障がいのある人への合理的配慮の提供が義務付けられます。障がいのある人もない人も、互いに認め合いながら共に生きる社会の実現を目指しましょう。

障害者差別解消法とは

障がいを理由とする差別をなくし、全ての人が分け隔てなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげるための法律です。合理的配慮の提供や、不当な差別的扱いの禁止が求められます。

合理的配慮の提供

行政機関や事業者などが、障がいのある人から、社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。
※事業者とは、商業などの事業を行う企業や団体、店舗などで、目的の営利・非営利、個人・法人を問わず、同じサービスを反復して継続する者を指します。ボランティアグループなども含みます。

合理的配慮の例
○車いすで利用できるように椅子などの配置を変える。
○視覚障がいのある人に、書類などの内容を読み上げながら説明する。
○身体的負担が大きく、長時間立っていることが難しい人から申し出があったときに、電車やバスで席を譲る。

不当な差別的扱いの禁止

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由にサービスを提供する場所・時間帯を制限することや、条件を付けることなどは禁止されています。

障害者差別解消法改正のポイント

	行政機関など	事業者など
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ➡義務
不当な差別的扱い	禁止	禁止

問い合わせ先
社会福祉課障害福祉班(☎62-5351)

ヘルプマークを知っていますか

ヘルプマークは、外見からは分からなくても、周囲の人からの援助を必要としている人が身に着け、配慮を受けやすくすることを目的としたマークです。

このマークの利用者を見かけたら、電車やバスで席を譲るなど、思いやりをもって行動しましょう。

このマークは社会福祉課窓口で配布しています。
※配布対象は市内在住の人です。